

「人権週間」の実施について

国連は、昭和23年（1948年）の第3回国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。

上記週間において、法務省の人権擁護機関は、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会等を開催するほか、テレビ、ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っています。

皆さんもお近くの催しに参加して、「思いやりの心」や「違いを認め合う心」について、もう一度考えてみませんか？



The poster features a blue sky background with a white dove in flight. At the top, the title 'みんなで築こう 人権の世紀' is written in large, bold, red and white characters. Below it, the slogan '考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心' is written in yellow. On the left, a cartoon character named 'KEN' is shown. On the right, another cartoon character is shown. The date '12月10日は 人権デーです。' is written in red and white. The main event title '人権週間 12月4日～10日' is written in large blue and white characters. At the bottom, there is a pink box with text about legal aid services, and a yellow box with contact information for various services.

**みんなで築こう
人権の世紀**

考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心

12月10日は
人権デーです。

第69回
人権週間 12月4日～10日

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110番 0570-003-110
子どもの人権 110番 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口
<http://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談 検索
(パソコン・携帯電話共通)

人権啓発デジタルコンテンツ 人権啓発デジタルコンテンツ 検索
http://www.moj.go.jp/ANKEN/jinken04_00041.html

人権ライブラリー 検索
<http://www.jinken-library.jp/>